

子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例(仮称)骨子(案)

1 目的

「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践を促進する方策等を定めることにより、この憲章の一層の普及と実践行動の推進を図る。

2 定義

- (1) 市民 = (2)～(6)に掲げるすべての者
- (2) 子ども = 概ね 18 歳未満の者
- (3) 保護者 = 親等，子どもを保護する者
- (4) 地域住民 = 市内に居住・通勤・通学する者とその団体
- (5) 育ち学ぶ施設関係者 = 学校・幼稚園・保育所・児童館・児童養護施設その他施設で子どもを育成する者
- (6) 事業者 = 企業等で事業活動を行う者
- (7) 滞在者 = 観光客その他市内に一時的に滞在する者
- (8) 市 = 本市行政

3 基本理念

憲章の普及と実践行動は、家庭・地域・学校・企業・行政など社会のあらゆる場で、市民が主体となって推進する。

4 実践主体の主な役割

- (1) 保護者の役割
保護者は、子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかで心豊かに育み、子どもと共に成長していく。
- (2) 地域住民の役割
地域住民は、子どもを見守り、保護者を支え、子どもを共に育む地域をつくる。
- (3) 育ち学ぶ施設関係者の役割
育ち学ぶ施設関係者は、保護者・地域住民と連携・協力し、地域で子どもを育む拠点となる。
- (4) 事業者の役割
事業者は、従業員のワーク・ライフ・バランスを推進し、子どもの育ちに有害な事業活動を自粛し、地域で子どもを育む取組に協力する。
- (5) 滞在者の役割
滞在者は、市民・市の憲章実践の取組に協力する。
- (6) 市の役割
市は、部局一丸となって、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携・協力し、子どもを育む社会の環境づくりに努める。

(7) 共通の役割

子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む。

5 憲章の実践方策

(1) 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために

- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者は、事業者・市と連携・協力し、子どもの遊びと学び、生活・文化・自然・社会における体験の場と機会を提供する。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、子どものための施策や取組を進めるときは、子どもが参画できるように努める。
- ・ 市民・市は、子どもの命を脅かすものの撲滅を推進する。

(2) 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために

- ・ 市民は、子どもを共に育む京都市民憲章をはじめ、京都市市民憲章等の守るべき規範を実践する。

(3) 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために

- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者は、親支援プログラム等の親として育ち学べる場と機会を提供する。
- ・ 保護者とその予定者は、親として育ち学べる取組に積極的に参加する。
- ・ 市は、地域住民をはじめ市民による親として育ち学べる取組を支援する。

(4) 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために

- ・ 保護者は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、家庭での早寝・早起き・朝ごはん等の規則正しい生活や、家族での会話・家事・読書・体験活動等を実践する。

(5) 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために

- ・ 地域住民は、互いに連携・協力し、子どもを見守る。
- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、子ども・保護者・地域住民が交流し、それぞれが役割を持って育ち合う体験の場と機会を提供する。
- ・ 事業者・市は、子どもと関わる地域住民の連携・協力団体を支援する。
- ・ 地域住民・育ち学ぶ施設関係者・市は、課題を抱えつつ孤立した子どもや保護者を支援する。

(6) 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するために

- ・ 市民・滞在者は、自然環境にやさしいライフスタイルを実践・推進する。
- ・ 市は、自然を生かし、子どもが遊び、市民が交流できる施設等の整備に努める。

- ・ 事業者は、保護者が男女共に仕事と生活の調和を実現できるよう、勤務時間・休暇制度等、職場環境の整備に努める。
- ・ 市は、保護者が男女共に仕事と生活の調和を実現できるよう、事業者への啓発と子育て支援施策の推進に努める。
- ・ 市民・市は、子どもの健やかな育ちを脅かす社会環境を改善する。

6 緊急に取り組むべき課題

(1) 子どもの命を脅かすものの撲滅の推進

ア 子どもの虐待

- ・ 市は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、児童虐待の未然防止・早期発見・迅速な対応・再発防止に努める。

イ いじめ

- ・ 育ち学ぶ施設関係者は、保護者・地域住民と連携・協力し、いじめの未然防止・早期発見・迅速な対応・再発防止に努める。

ウ 児童ポルノ・薬物乱用・性感染症

- ・ 市は、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携・協力し、児童ポルノ、薬物乱用・性感染症等の防止とその啓発に努める。
- ・ 市民は、児童ポルノ・薬物乱用等の情報を把握したときは、速やかに関係機関へ通報するよう努める。

(2) 子どもの健やかな育ちを脅かす社会環境の改善

- ・ 事業者・市は、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、携帯電話・インターネットの弊害、電子映像メディア依存、性・暴力情報、有害玩具等の社会環境を改善する。
- ・ 保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者・市は、子どもの状況に応じた携帯電話・インターネット・電子映像メディア等の望ましい利用の在り方とその対策を研究し、実践する。
- ・ 事業者は、子どもに有害な製品を提供しないよう努める。
- ・ 保護者は、地域住民・育ち学ぶ施設関係者と連携・協力し、子どもに有害な可能性のある製品の使用ルールを子どもと定める。

7 憲章の普及啓発と推進体制

(1) 顕彰

市は、憲章の優れた実践に取り組む個人・団体・事業者等を表彰する。

(2) 憲章の日

市は、憲章推進の気運を醸成するため、毎年2月5日を憲章制定記念日、毎月〇〇日を憲章推進の日と定め、保護者・地域住民・育ち学ぶ施設関係者・事業者と連携・協力し、推進事業を実施する。

(3) 情報発信

- ・ 市は、憲章の理念を多様な方法で市民に啓発し、市民による憲章の実践を推進する。
- ・ 市は、憲章の理念を多様な方法で滞在者その他市民以外の者に啓発し、市内及び市外での憲章の実践を推進する。

(4) 推進体制・市民会議

市は、憲章を普及推進するため、有効な本市行政体制を構築するとともに、市民会議を設置する。